

# 株式会社ツクイスタッフ

自 2025年4月 1日  
至 2026年3月 31日

## 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>4,265,598</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,702,017</b>
現金及び預金	1,658,865	未払金	1,050,051
売掛金	1,432,695	未払費用	13,857
貯蔵品	48	未払法人税等	100,481
前払費用	66,953	未払消費税等	291,062
関係会社短期貸付金	1,085,932	前受金	14,174
その他	32,829	預り金	142,786
貸倒引当金	△11,725	賞与引当金	78,599
<b>固定資産</b>	<b>321,314</b>	返金負債	11,006
<b>有形固定資産</b>	<b>30,051</b>	店舗閉鎖損失引当金	-
建物	28,365	<b>固定負債</b>	<b>160,469</b>
工具器具備品	1,687	退職給付引当金	160,034
<b>無形固定資産</b>	<b>87,589</b>	資産除去債務	401
ソフトウェア	86,847	その他	34
ソフトウェア仮勘定	0	<b>負債合計</b>	<b>1,862,486</b>
その他	743	<b>純資産の部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>203,673</b>	科 目	金 額
長期前払費用	63	<b>株主資本</b>	<b>2,724,425</b>
繰延税金資産	115,998	<b>資本金</b>	<b>100,000</b>
敷金及び保証金	87,611	<b>資本剰余金</b>	<b>800,183</b>
		資本準備金	800,183
		<b>利益剰余金</b>	<b>1,824,241</b>
		その他利益剰余金	1,824,241
		繰越利益剰余金	1,824,241
		<b>自己株式</b>	-
		<b>純資産合計</b>	<b>2,724,425</b>
<b>資産合計</b>	<b>4,586,911</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>4,586,911</b>

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

##### 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～15年
工具、器具及び備品	4年～6年

##### ②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ②賞与引当金

従業員に対する賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額に基づき計上しております。

##### ③返金負債

人材紹介手数料の返金等の負担に備えるため、過去の返金実績率等に基づき、返金損失見込額を計上しております。

##### ④店舗閉鎖損失引当金

店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる損失額を計上しております。

##### ⑤退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

###### a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

###### b. 過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理しております。

###### c. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社では、介護・医療に特化した人材サービス事業として、労働者派遣法に基づく人材派遣・紹介予定派遣、職業安定法に基づく人材紹介、自治体からの委託、福祉施設等の従業員を対象にした教育研修等のサービスを提供しております。

人材紹介サービスについては、求人先である顧客と求職者が合意した日（求人先における求職者の入社日）を、サービス提供が完了した日として収益を認識しており、それ以外のサービスについては、サービス提供が完了したと判断される時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。